「学校いじめ防止基本方針」

東京都立国際高等学校

１．　いじめ防止のための対策に関する基本方針

［ 基本理念 ］

いじめは重大な人権侵害である。いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。全教職員が、いじめは絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応ずることが大切である。それによって、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として常に教育活動全般において生命や人権を大切にする教育を実践することや、教職員が、生徒一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在であることを強く認識し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要である。

本校には、様々な文化的背景をもつ生徒たちが集い学んでおり、グローバルな視点に立った人間理解と国際理解を通じて心身共にバランスのとれた人間を育成する全人教育こそ、本校の教育理念である。この理念の具現化のため、以下の指導の五本柱に基づき日々の教育活動に取り組んでいる。

指導の五本柱

１　世界各国家・民族が相互依存関係にあることの理解と連帯感の育成
２　国認識に立った異文化理解とその尊重
３　外国語教育の充実
４　コミュニケーション能力の育成
５　個の確立と個性の尊重

これらの理念に基づき、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

［ いじめの定義 ］

いじめ防止対策推進法第２条に以下の様に定められている。「いじめとは、児童等に対して、当該児童等在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」「この法律において、「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。」

［ いじめの禁止 ］

生徒は、いじめを行ってはならない。

［ 学校及び教職員の責務 ］

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や教育関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

２．いじめ防止のための対策の基本となる事項

［1］基本施策

（1）学校におけるいじめの防止

① いじめは人間として絶対に許されないという雰囲気を学校全体に醸成していき、いじめに繋がる様な些細なことでも見逃さないよう組織的に取り組む。

② 教育活動全般を通じて、生徒の自己有用感・自己肯定感を高められるように努める。

③ 保護者他関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う諸活動を支援する。

④ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、全校集会・学年集会等を実施する。

（2）いじめの早期発見のための措置

① いじめ調査等

いじめを早期発見するため、在籍する生徒に対する定期的ないじめアンケート調査・聞き取り調査を実施する。

ア．生徒対象いじめアンケート調査年３回（7月・１２月・3月）

イ．懇談時の学級担任による生徒からの聞き取り調査年３回（１学期・２学期・３学期）

② いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行える機関・窓口を次の通り設置し、活用する。

ア．スクールカウンセラーの活用

イ．人権教育室への直接相談

③ いじめの防止のための対策に従事する人材の資質の向上

いじめの防止のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

（3）ＩＣＴ（インターネット等）を通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のＩＣＴ機器を通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動を実施する。

［2］いじめ防止に関する措置

（1）いじめ防止の対策のための組織

①名称　　「学校いじめ対策委員会」

②構成員　校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・学年主任・養護教諭
　　スクールカウンセラー・その他校長が必要と認める者

③活動

ア．いじめの早期発見に関すること（アンケート調査等）

イ．いじめ防止に関すること。

ウ．いじめ事案への対応に関すること。

エ．いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

オ．いじめ防止への取組・いじめ事案への対応等の検証を行い、学校基本方針等の見直しを行うこと。

④開催

各学期1 回を原則とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

（2）いじめに対する措置

①いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

②いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

③いじめを受けた生徒が、安心して教育を受けられるために必要と認められる学習環境を保護者と連携を図りながら整える措置を講ずる。

④いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、所轄警察等と連携して対処する。

［3］重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

① 重大事態が発生した旨を、設置者及び知事に速やかに報告する。

② 関連機関と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③ 上記の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

［4］その他留意点

学校いじめ対策委員会は、いじめの実態把握及びいじめに対する措置等が適切に行われたかを適正に自校で評価し、必要に応じて基本方針の見直しを行う。

附則　この方針は平成26年4月1日　施行とする。
　　この方針は令和　7年4月1日　改訂・施行とする。